奈良県と日本生命保険相互会社との連携と協力に関する包括協定

奈良県(以下「甲」という。)と日本生命保険相互会社(以下「乙」という。)とは、相互に連携し、地域社会の発展と県民サービスの更なる向上を推進するため、以下のとおり連携と協力に関する包括協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び県民サービスのより一層の向上を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、保険業法上、許容される範囲内で、次の事項について連携し協力する。

「特定連携事業」(事業目的達成に向け甲と乙が動き出すため特に注力していく項目)

- (1) まちづくりや文化振興など奈良県の未来への投資に関すること
- (2) 県庁の健康経営に関すること

「連携事業」(事業目的達成に向け甲と乙が連携して取り組む項目)

- (3) 福祉の充実、医療の充実に関すること
- (4) 安全・安心の確保に関すること
- (5) こども・子育て支援の充実、女性活躍の推進、教育の充実に関すること
- (6) 観光、工業・商業の振興および脱炭素・水素社会の実現に関すること
- (7) スポーツの振興に関すること
- (8) 県政情報発信に関すること
- (9) その他、地域社会の活性化及び県民サービスの向上に資すると双方が合意した取組に関すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、保険業法に基づき乙の業務として行い得る範囲で、取組ごとに別途取り決める。
- 3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、県内市町村、事業者、 その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組みの一部を、乙の関係 会社に実施させることができる。
- 5 甲及び乙は、本契約の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任に おいて誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不 正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

(協定の有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の 1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。 甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはで きない。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙 協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙 協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有する。

令和6年4月3日

- 甲 奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県知事
- 乙 大阪府大阪市中央区今橋 3 5 1 2 日本生命保険相互会社 代表取締役副社長執行役員